



名称	条例別表第3の該当区分	建築物の用途
	条例別表第3の3	1 地縁者住宅
	条例別表第3の8 (地域資源活用区域：一般型)	延面積500㎡以下の次のもの 1 飲食店 2 自家販売のパン屋、菓子屋等 3 ホテル、旅館 4 公衆浴場 5 アトリエ・工房 6 赤穂市に関連する土産物販売店 7 休憩所
御崎地区	条例別表第3の8 (地域資源活用区域：観光拠点型)	1 飲食店(延面積500㎡以下) 2 自家販売のパン屋、菓子屋等(〃) 3 市内生産品の売場を常設する店舗、飲食店(延面積1,500㎡以下) 4 ホテル、旅館(〃) 5 公衆浴場(延面積500㎡以下) 6 アトリエ・工房(〃) 7 赤穂市に関連する土産物販売店(〃) 8 休憩所(〃)
	条例別表第3の9 (複合型区域) 地域活力再生等区域 +地域資源活用区域	延面積280㎡以下の次のもの 1 一戸建ての住宅 2 兼用住宅(次の3,4,7,8の用途に限る) 3 飲食店 4 自家販売のパン屋、菓子屋等 5 ホテル、旅館 6 公衆浴場 7 アトリエ・工房 8 赤穂市に関連する土産物販売店 9 休憩所

- 凡例
- 地縁者住宅の区域(変更前)
 - 地域活力再生等区域(地縁者住宅の区域)
 - 地域資源活用区域(一般型)
 - 地域資源活用区域(観光拠点型)
 - 複合型区域(地域活力再生等区域及び地域資源活用区域)
 - 市街化区域
- 区域界の内に農用地区域、甲種農地及び第1種農地は、区域から除く。

区域図

19 御崎地区

1/2,500(A2) (A3=1/3,500)